（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）

第一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　署名用電子証明書（第一条―第七条）」を「第一款　個人番号カード用署名用電子証明書（第一条―第七条）　第二款　移動端末設備用署名用電子証明書（第七条の二―第七条の八）」に、「第二款」を「第三款」に、「第七条の二」を「第七条の九」に、「第一款　利用者証明用電子証明書（第十七条―第二十三条）」を「第一款　個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第十七条―第二十三条）　第二款　移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第二十三条の二―第二十三条の八）」に、「第二十五条の五」を「第二十五条の六」に改める。

第一章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款　個人番号カード用署名用電子証明書

第一条の見出し中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条中「その他の総務省令で定める事項」を削る。

第二条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の保存期間）」に改め、同条中「署名用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」に、「署名用電子証明書をいう。第八条第二号において同じ。）」を「法第三条第六項の規定により発行される個人番号カード用署名用電子証明書（同条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。第七条の二及び第二十三条の二において同じ。）」に、「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に改める。

第三条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の保存期間）」に改め、同条中「署名用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」に、「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に改める。

第四条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の保存期間）」に改め、同条中「署名利用者異動等失効情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」に、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第五条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）」に改め、同条中「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」に、「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に改める。

第六条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）」に改め、同条中「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に、「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に、「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に改める。

第七条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの保存期間）」に改める。

第七条の二を第七条の九とする。

第八条第二号中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の三第二項」に、「署名用電子証明書」を「法第三条第一項に規定する署名用電子証明書」に改める。

第九条の二第一項中「第七条の二第二号」を「第七条の九第二号」に改め、同条第二項中「第七条の二」を「第七条の九」に改め、同条第三項中「第七条の二第一号」を「第七条の九第一号」に改める。

第十条の二中「第七条の二」を「第七条の九」に改める。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（対応署名用電子証明書の発行の番号の提供の方法）

第十四条の三　機構が行う法第十八条第四項の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号（同項に規定する対応署名用電子証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。）の署名検証者（法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。以下この条及び次条において同じ。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者の使用に係る電子計算機に対応署名用電子証明書の発行の番号を送信する方法

二　主務省令で定めるところにより、機構から対応署名用電子証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を署名検証者に送付する方法

第十五条中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、「（法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第十五条の二第二項中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の三第二項」に改める。

第十五条の三第二項中「第二十五条の三」を「第二十五条の四」に改める。

第一章第一節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款　移動端末設備用署名用電子証明書

（移動端末設備用署名用電子証明書の発行の申請に係る通知事項）

第七条の二　法第十六条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の保存期間）

第七条の三　法第十六条の七の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した移動端末設備用署名用電子証明書発行記録（同条に規定する移動端末設備用署名用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第十六条の二第六項の規定により発行される同条第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の発行の日から、当該移動端末設備用署名用電子証明書発行記録に係る移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間（法第十六条の四に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の保存期間）

第七条の四　法第十六条の十の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報（同条に規定する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）

第七条の五　法第十六条の十一の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報（同条に規定する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）

第七条の六　法第十六条の十二の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報（同条に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報に係る移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。